

休眠預金等活用法第16条

(休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念)

5 休眠預金等交付金に係る資金の活用にあつては、複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮されるものとする。

<この条文は、休眠預金を、従来のような補助金としてではなく、成果志向の資金提供(助成・融資・出資等)を行うことにより、「ソーシャル・イノベーション」を引き起こすために活用するようにしてほしいという趣旨を盛り込んだものである。>

「ソーシャル・イノベーション(Social Innovation)」とは、

ソーシャル・イノベーションの定義には、様々なものがあるが、一番代表的なものは、

「A social innovation is a novel solution to a social problem that is more effective, efficient, sustainable, or just than current solutions. The value created accrues primarily to society rather than to private individuals.」

(ソーシャル・イノベーションとは、既存の解決よりも、有効であり、効率的であり、持続可能性のある、社会的課題に対する目新しい解決である。それにより創出される価値は、個人に対してよりも、主として社会に発生する。)

(スタンフォード大学 SSIR誌(Stanford Social Innovation Review)より)

■ ソーシャル・イノベーションに関する代表的な論文

“Rediscovering Social Innovation (ソーシャル・イノベーションの再発見)”

(James A. Phills Jr., Kriss Deiglmer, & Dale T. Miller SSIR Fall 2008)

https://ssir.org/articles/entry/rediscovering_social_innovation

- (1) ソーシャル・イノベーションを、「既存の解決よりも有効であり、効率的であり、持続的な、社会的課題に対する目新しい解決である。それにより創出される価値は、個人よりも社会全体に対して主に発生する。」と再定義する。
(参考)従前の定義(2003年時)
「社会のニーズや問題に対する斬新な解決策を発見し、支援を保証し、実行するプロセスである。」
- (2) イノベーションとは、「社会的価値(Social Value)を生み出すことであり、プロセスと生産物の双方がある。プロセスとしてのイノベーションと成果としてのイノベーションは区別されるが、いずれであっても、2つの基準を満たすことが必要である。
第1の基準は、目新しさ(novelty)である。目新しさとは、必ずしも、オリジナルである必要はないが、利用者、内容、適用という観点で新しくなければならない。
第2の基準は、改善(improvement)である。イノベーションということを考えると、プロセスであれ、成果であれ、既存のものよりも、有効であり、効率的でなければならない。さらに、その解決は、持続可能でなくてはならない。」
- (3) ソーシャル・イノベーションの事例として、10の事例を列挙している。
(主な例) チャータースクール、排出削減取引、フェア・トレード、生態系保存計画、国際労働基準、マイクロ・ファイナンス、社会的責任投資、援助付き雇用

ソーシャル・イノベーション促進のための各国政府の取組事例

■アメリカ合衆国

2009年 ホワイトハウスに、An Office for Social Innovation を設置。

ソーシャルイノベーションを促進するファンド「The Social Innovation Fund (SIF)」を組成。

<https://www.nationalservice.gov/programs/social-innovation-fund>

➔ 2010年の活動開始以来、民間との連携プログラムに対して、約3億ドル(300億円)の助成プログラムを実施。全ての助成に対して、社会的インパクト評価を実施するとともに、民間資金 約7億ドル(700億円)を引出し、合計で約10億ドル(1000億円)の事業を実施。連邦政府からの資金で、評価プログラムの費用を負担しており、これまでに90以上の評価プログラムを支援。評価のガイドラインやインパクトレポートのガイドライン等を公表している他、評価結果についても、広く公表している。

■EC委員会

http://ec.europa.eu/growth/industry/innovation/policy/social_en

Social Innovation Europe というイニシアチブの下、2013年 「Social Investment Package」を策定する。

- ① ソーシャル・イノベーションの経験を共有するためのコミュニティ(social innovation community)の運営
- ② European Social Innovation Competition を毎年開催し、受賞3団体に賞金(5万ユーロ)を授与
- ③ Employment and Social Innovation Programme, Horizon 2020を通じて、ソーシャル・イノベーションを直接支援するための資金提供
- ④ ソーシャル・イノベーションの成果を測定するために、社会的インパクト評価の手法の普及等
- ⑤ TransitionやBenisi 等の欧州横断のソーシャルイノベーションのインキュベータのネットワークの形成 等
300以上のソーシャル・イノベーションの具体的な事例を列挙。

※その他に、英国、オーストラリア、カナダ等、世界各国で、ソーシャル・イノベーションを促進する政策が展開されている。

■ ソーシャル・イノベーションのその他の定義

○ new ideas (products, services and models) that simultaneously meet social needs and create new social relationships or collaborations. In other words, they are innovations that are both for society and enhance society's capacity to act.

- Murray et al., 2010, *The Open Book of Social Innovation*

○ Innovation that is explicitly for the social and public good. It is innovation inspired by the desire to meet social needs which can be neglected by traditional forms of private market provision and which have been poorly served or unresolved by services organized by the state. Social Innovation can take place inside or outside of public services.

It can be developed by the public, private or third sectors, or users and communities – but equally, some innovation developed by these sectors does not qualify as social innovation, because it does not directly address major social challenges.

- Nesta, 2012

■ ソーシャル・イノベーションのケース・スタディ

1) Nicholls, A., Gabriel, M., and Simon, J.(eds)(2015) *New Frontiers of Social Innovation Research*

2) *Social Innovation for Social Cohesion Transnational Patterns and Approaches from 20 European Cities* (2014年11月) (欧州20都市における77のケーススタディ)を集めたもの
<http://www.wilcoproject.eu/downloads/WILCO-project-eReader.pdf>

3) Social Innovation Exchange (SIX)

2008年に The Young Foundationによって設立されたソーシャルイノベーションのネットワークで、世界中の関係者が参加。その後、2013年に独立した組織となっている。
<http://www.socialinnovationexchange.org/home>